第394号
（令和７年７月発行）
発　　行　士別商工会議所
〒095-0022　士別市西２条５丁目
TEL(0165)２３-２１４４
FAX(0165)２３-５４１７
http://www.shibetsu.ne.jp/shibetsuCCI/
E-mail　shibecci@seagreen.ocn.ne.jp
印　刷　所　田中印刷株式会社

事業報告・収支決算承認　第二五七回通常議員総会

去る六月十九日に士別グランドホテルに於いて、通常議員総会が開催されました。

総会に先立ち、北海道商工会議所連合会会頭表彰を受賞された役員・議員へ表彰状の伝達並びに記念品の贈呈が行われました。

（順不同・敬称略）

▼役員・議員

【勤続二十年表彰】

副会頭　辻本康行
常議員　阿部　昭
議　員　田中勝則

《協議事項》

第一号　令和六年度事業報告(案)について
第二号　令和六年度収支決算報告(案)について
第三号　監査報告について
第四号　常議員の補充選任について
第五号　その他について

全ての議案が原案通り承認されました。

事業報告は次の通りです。

一・地域振興に則した政策提言活動

令和六年度の道北商工会議所正副会頭会議が道北十三商工会議所の参加により富良野市で開催され、全九十五項目の要望を決議し国・道に対し要望を行って参りました。

さらに、士別市及び士別市議会へは、地域経済の活性化、経営安定化に向けた支援策の強化・拡充、地域経済の持続的な発展に係わる社会資本・交通機能の整備促進についてなど十九項目を要望。

市内金融機関三行へは、会員事業所の年末資金繰りに対する円滑な支援を要請致しました。

二・中小企業の育成振興

令和六年度の士別市地域循環型住まいづくり促進事業では申請件数四件、事業費一六五，四二七千円、地域循環型住宅リフォーム促進事業においては、申請件数六十四件、事業費一二四，三四八千円であり、地域経済の好循環、市内経済の活性化が図られております。また、市内の飲食店で提供するメニューのなかで市民がおすすめしたいグルメを募集する「市民が選ぶ士別飲食店のうメェ～グルメ」の特産品応援事業には二百三十六名の市民から推薦をいただき、食・特産品のカタログの作成による誘客・地域産業の活性化を図って参りました。

三・組織運営活動の活性化

持続可能で強固な財政基盤の確立に向け、総務委員会・各部会役員の協力により会員増強に努めて参りました。

表彰状伝達

北村会頭挨拶

ラブ士別・バイ士別運動　～お買い物は地元で～

今年は役員・議員の改選期です

士別商工会議所では、本年１０月末日の役員・議員の任期満了(任期３年)に伴い、役員・議員の改選を行います。役員・議員は商工会議所会員の代表として商工会議所の運営について意思決定を行う重要な役割を担っています。そこで議員選挙・選任、役員選任の「しくみ」や「日程の概要」をご紹介します。

議員とは？～地域経済界の代表～

議員とは、商工会議所会員の中から代表として選ばれ、最高意思決定機関である議員総会の構成メンバーとして会議所運営にあたる５０人のことです。
商工会議所は地域総合経済団体ですので、士別経済界の代表的立場にあるといえます。

議員選挙・選任とは？～任期は３年～

議員は、議員の選挙・選任は１０月末までに３号議員・２号議員・１号議員の順で行われます。
会員の代表として均衡の取れた構成となるよう１号議員(会員全体の代表・２６人)、２号議員(業種別会員の代表・定数１７人)、３号議員(総合的な代表７人)の３種別が定められ、３年毎に選挙・選任が行われます。
選出方法はそれぞれ異なりますが、議員の資格に違いはありません。

士別商工会議所の組織

監　事（３名）

執行役員（会頭・副会頭２名・専務理事）

常議員（議員の内１６名）

議　員（５０名）

【常議員会】機動的な意思決定と円滑な会議所事業運営を図ることを目的とします。

【議員総会】会議所事業運営を司る最高意思決定機関です。

会　員
地域経済の発展と豊かな街づくりをめざす商工会議所は、商工業者等が会員となり運営されています。業種別に５部会から構成されています。

商工業者

【特定商工業者】
市内の一定規模以上の商工業者は、商工会議所の事業活動推進のために事業の概要を登録しています。

役員・議員改選日程（予定）

- ８月２８日（木）
  - ・３号議員確定：告示
- ９月４日（木）
  各部会合同会議開催
  - ・２号議員選任について
  - ・各部会正副部会長選任について
- ９月４日（木）
  - ・選挙人名簿縦覧開始告示
    （名簿は９月１日現在）
- ９月９日（火）
  - ・２号議員確定：告示
  - ・各部会正副部会長確定：告示
- ９月１２日（金）
  - ・選挙人名簿縦覧開始
  - ・１号議員選挙告示
  - ・立候補者、推薦届出受付開始
- ９月２２日（月）
  - ・選挙人名簿縦覧終了
- １０月２日（木）
  - ・１号議員立候補者推薦締切（午後４時まで）
    選挙委員会開催 16：15
  - ・議員定数を超えない場合、当選人を決定
- １０月９日（木）
  - ・１号議員選挙日
    （選挙委員会立会）
- １０月３１日（金）
  臨時議員総会開催予定
  - ・新役員選任について

～役員の選任～

１０月末をもって、現在の役員（会頭・副会頭・専務理事・常議員及び監事）は任期満了となります。新役員は議員選挙後の１０月３１日（金）開催予定の臨時議員総会において選任されることとなります。

【新役員・議員任期】
令和７年１１月１日～
令和10年１０月３１日

暑中お見舞い申し上げます

士別商工会議所　議員一同

| | | |

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和七年四月一日から段階的に施行

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

▼改正の概要

(1)子の看護休暇の見直し
▽対象となる子の範囲
①小学校三年生修了まで
▽取得事由の拡大
②病気・けが・予防接種・健康診断に加え新たに「感染症に伴う学級閉鎖」及び「入園（入学）式、卒園式」が追加。
▽労使協定で除外できる労働者
③週の所定労働日数が二日以下（継続雇用期間六ヵ月未満の労働者の要件は令和七年四月一日から廃止）
▽名称変更
④子の看護等休暇へ変更

(2)所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
▽請求可能となる労働者の範囲の拡大
①小学校就学前の子を養育する労働者

(3)短時間勤務制度（三歳未満）の代替措置のメニュー追加
▽代替措置
①育児休業に関する制度に準ずる措置・始業時刻の変更等に加え新たに「テレワーク」が追加。

(4)育児のためのテレワーク導入
▽三歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずる努力義務

(5)育児休業取得状況の公表義務適用拡大
①常時雇用する労働者数三〇〇人超の企業が義務
②毎年一回、男性の育児休業等取得率を公表（育児目的休暇を含むことも可）

(6)介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
▽労使協定で除外できる労働者
①週の所定労働日数が二日以下（継続雇用期間六ヵ月未満の労働者の要件は令和七年四月一日から廃止）

(7)介護離職防止のための雇用環境整備
▽介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるよう、次のいずれかの措置を講じなければならない。
①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
③自社の労働者の介護休業・介護両立支援制度等の利用事例の収集・提供
④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援等の利用促進に関する方針の周知

(8)介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
▽介護に直面した旨を労働者が申し出た場合に、事業主は当該労働者に対して以下の事項を個別に周知し、取得意向を確認する義務
①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
②介護休業・介護両立支援制度等の申出先
③介護休業給付金に関すること
▽労働者が介護に直面する早い段階（四十歳等）で、介護休業、介護両立支援制度等、申出先及び介護休業給付に関する情報提供を行う義務

(9)介護のためのテレワーク導入
▽要介護状態にある対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずる努力義務

(10)柔軟な働き方を実現するための措置等
▽三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、次の①～⑤から二つ以上の措置を選択して講ずる義務
①始業時刻等の変更
②テレワーク等（十日以上／月）
③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（十日以上／年）
⑤短時間勤務制度
・労働者は、事業主が講じた措置の中から一つを選択して利用することが可能
・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数労働組合等から意見聴取の機会を設ける義務

(11)柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認
▽労働者の子が三歳になるまでの適切な時期に、柔軟な働き方を実現するための措置として選択した制度（対象措置）に関する以下の①～③を個別に周知し、制度利用の意向を確認する義務
①対象措置
②対象措置の申出先
③所定外労働の制限（残業免除）、時間外労働の制限、深夜業の制限に関する制度

(12)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
▽労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が三歳になるまでの適切な時期に、子や家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する次の事項について労働者の意向を個別に聴取し、その意向について配慮する義務
①始業及び就業の時刻
②就業の場所
③両立支援制度等の利用期間
④仕事を育児の両立に資する就業に関する条件

▼**施行期日**
(1)～(9)は令和七年四月一日から
(10)～(12)は令和七年十月一日から

育児・介護休業法ならびに次世代育成支援対策推進法に関するお問合せは、北海道労働局雇用環境・均等部へ
☎〇一一－七〇九－二七一五

ラブ士別・バイ士別運動

～お買い物は地元で～

「市民が選ぶ士別のうメェ～グルメ10選」パンフレット完成

昨年度から継続事業として進めている『士別市特産品応援事業』は、士別市の特産品を題材としたパンフレットが少ないという意見から発想を得て始まった事業です。

昨年は士別市民から推薦を頂いた商品の中で、特に推薦が多かった特産品八品を紹介する『市民が選ぶ　おすすめの一品』カタログの作成を致しました。結果として、市内外でのイベントでの配布や観光関連施設に設置し、士別市の魅力ある商品を紹介する媒体として活用致しました。

今回紹介させて頂く『市民が選ぶ　士別のうメェ～グルメ十選』は、士別市特産品応援事業第二弾として始めた事業で、士別市の特産品からグルメへ焦点を変え、令和六年十月十一日から十二月二十七日の約三ヵ月間、市民から、推薦を募りました。結果として二三六名の市民から五十六店舗・一三二品という沢山の推薦を頂くことができました。

その後、集計した推薦データを基に選考委員会を開催し、パンフレットに掲載するグルメ十選の選考を行い、選考されたグルメを提供している飲食店協力のもと、無事にパンフレットの完成に至りました。

完成したパンフレットにつきましては、近隣の道の駅（士別・剣淵・名寄）を含む観光関連施設に設置をお願いするほか、市内外の各種イベントでの配布、QRコードを活用した名刺型パンフレット作成など、様々な形でアプローチをかけていこうと考えております。

また、士別市特産品応援事業としましては、今後も募集内容などを変え継続して、士別市の魅力をより多く発信していけるよう尽力して参りますので、今後もご協力のほどよろしくお願い致します。

全道商工会議所大会 北見市にて開催

全道大会が七月五日に開催され、全道四十二商工会議所から役員・議員等が参加し、当所からは三役が参加しました。

今大会は、北海道経済の持続的な発展を図るため、引き続き、国、道に対し抜本的な対策を強く求めるとともに、地域総合経済団体として自ら先頭に立ち、積極果敢に挑戦することを決意し、各事項の実現を決議することを目的としています。

五月に行われた道北商工会議所正副会頭会議において、当所より提出致しました提案事項四項目の議案について今大会において決議されました。

道商連 岩田会頭挨拶

業界における景気動向調査

（令和七年四月期～五月期）

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各六業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目につきましては六項目となり、それぞれ前年同月比及び向こう三ヵ月間の見通しの調査を実施しております。左図につきましては、業況の状況について掲載しております。

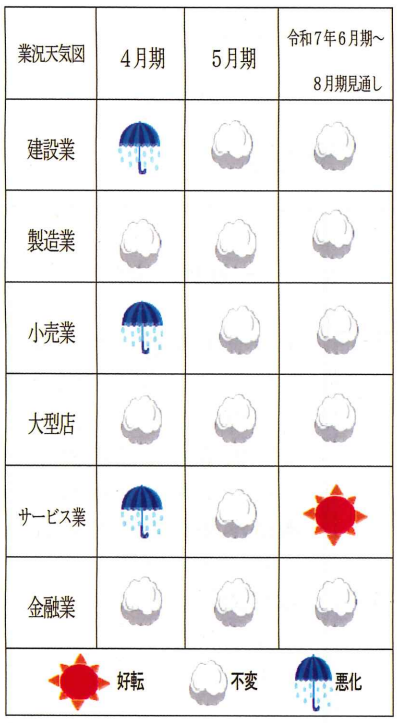

金融相談会を開催します！

仕入れ・原材料価格・エネルギー価格の高騰の影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご活用下さい。

日　時　令和7年8月19日（火）午前11時～午後3時
場　所　士別商工会館１階中会議室
申込み　①相談をご希望の方は、当所へ電話又は窓口でお申込み下さい。
②相談の際は、決算書（直近の二期分）をご用意下さい。
③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。
④直近の試算表と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。
※相談日３日前までに当所（23-2144）までご連絡ください。

＼check !／
オススメ！マル経融資　小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

無担保・無保証人で最大2,000万円の借入	低利・固定金利で利用しやすい！ 1.8% 7月1日現在	返済期間 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内

お得な共済制度のご案内

経営セーフティ共済

取引先事業が倒産し、売掛金債権などが回収困難になった場合に、貸付が受けられる中小企業倒産防止共済です。

・掛金の10倍の範囲で最高8,000万円まで貸付可能
・貸付条件は無担保・無保証人・無利子
・掛金は月額5千円～20万円（５千円単位）で自由に選べます。最大800万円積立ができ、掛金は全額、損金または必要経費に算入できます。

小規模企業共済制度

・掛金は月額1千円～7万円（500円単位）で自由に選べ、全額所得控除となります。
・受取は一括・分割・両者併用の3タイプから選べ、払い込んだ掛金の範囲内で事業資金等の貸付を受けることができます。

小規模企業の個人事業主の方や会社等の役員の方が、廃業や退職をした場合に、生活資金・事業再建資金を準備していく制度です。

金融・経営・税務・その他各種相談　～お気軽にご相談下さい～